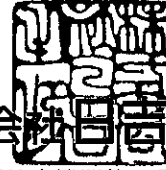


検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木



2024年02月05日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	蒲生地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2024年02月05日					11:52~12:07				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	3.2 °C	水温	8.5 °C	残留塩素	0.42 mg/L
採取者	宮本 治人					検査区分責任者	川上 奈津子			

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
4 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
5 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
6 クロロホルム	mg/L	0.006	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
7 ジクロロ酢酸	mg/L	☆ 0.004	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
8 ジブromokロロメタン	mg/L	0.003	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
9 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
10 総トリハロメタン	mg/L	☆ 0.014	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
11 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
12 プロモジクロロメタン	mg/L	☆ 0.005	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
13 プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
14 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
15 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
16 塩化物イオン	mg/L	12.6	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
17 有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.6	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
18 pH値	-	7.3	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
19 味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
20 臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
21 色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
22 濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
23 残留塩素 *	mg/L	0.42	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
24 気温	°C	3.2	-	上水試験方法 II-3 1	-
25 水温	°C	8.5	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備考

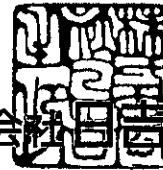
☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社

水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木



2024年02月05日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	長峰地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2024年02月05日					11:31~11:44				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	3.1 °C	水温	10.1 °C	残留塩素	0.62 mg/L
採取者	宮本 治人					検査区分責任者	川上 奈津子			

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
4 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.05
5 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
6 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
7 クロロホルム	mg/L	0.005	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
8 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
9 ジプロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
10 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
11 総トリハロメタン	mg/L	☆ 0.011	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
12 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
13 プロモジクロロメタン	mg/L	☆ 0.004	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
14 プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
15 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
16 アルミニウム及びその化合物	mg/L	☆ 0.03	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
17 塩化物イオン	mg/L	12.7	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
18 有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.7	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
19 pH値	-	7.3	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
20 味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
21 臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
22 色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
23 濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
24 残留塩素 *	mg/L	0.62	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
25 気温	°C	3.1	-	上水試験方法 II-3 1	-
26 水温	°C	10.1	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備考

☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。